

衆議院財務金融委員会ニュース

平成 22.11.2 第 176 回国会第 3 号

11 月 2 日（火） 第 3 回の委員会が開かれました。

- 1 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第 174 回国会閣法第 64 号）
- ・提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
 - ・自見国務大臣（金融担当）和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・大串博志君外 2 名（民主、自民、公明）提出の修正案について、提出者竹内譲君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成 - 民主、自民、公明、共産）
 - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成 - 民主、自民、公明、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

題であり金融庁が統一的な監督をするべきではないか。

あべ俊子君（自民）

- ・認可特定保険業者が破綻した場合にセーフティネット制度はあるか。また、万一悪質業者が出た場合の金融庁の対応は行政処分で十分か。
- ・保険数理に不慣れな省庁が公益法人の共済事業を監督することは、消費者保護上問題があるのではないか。
- ・民間保険は社会保障制度の補完であるべきとの観点から生命保険会社の監督を行うべきではないか。

竹内譲君（公明）

- ・本改正により、平成 17 年保険業法改正前に行っていた共済事業を再び行うことが可能になるのか。
- ・附則第 4 条（検討条項）にある「施行後適当な時期」という表現は無責任であり、「施行後 5 年」にするべきではないか。
- ・所管官庁が複数に分かれることは、消費者にとって問

佐々木憲昭君（共産）

- ・平成 17 年の保険業法改正により、健全に運営していた自主共済が廃業に追い込まれた事態に対する政府の責任について伺いたい。
- ・本法案の政省令を定める際には、関係団体から意見を聴取するなど、適切な内容となるよう努めるべきではないか。
- ・本法案に定められた認可特定保険業者に対する規制が、当該業者に過度な負担を与えるものではないか伺いたい。
- ・営利を目的としない自主共済の事業者を、営利を目的とする事業者とともに保険業法によって規制するのは不適當ではないか。